



第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは、社会の大切な宝であり、子育ては未来の本市を支える人材を育てる重要な営みです。親たちが、夢を抱き、生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもたちの笑顔と歓声がこだまする明るい社会は、本市のすべての人たちに共通する願いです。

本市が未来に向かって活力あるまちを維持していくためには、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう地域全体で応援するという考えに立って、少子化の流れを変える取組を進めなければなりません。家庭や地域において、親から子へ子育ての喜びや楽しさを伝え、次代に生命をつなぎ育てていくことが大切です。

本計画では、子どもが育つ環境づくりで重視すべき基本理念は変わらないとの考えのもと、第1期計画の理念を継承することとします。

したがって、本市のすべての住民が子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、子どもの未来をみつめながら、子どもの最善の利益を第一に考え、豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して、基本理念を以下のように定めます。

《基本理念》

子どもたちの明るい未来をともに築き
子育ての喜びや夢を分かちあう まちづくり

本市のすべての子どもたちが家族や地域に心から祝福され、親たちも子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、本市で子どもを育てたい、育てて良かったと思えるようなまちづくりを目指します。

また、少子化に歯止めをかけるためにも、妊娠・出産から子育て期にかけて関係機関と連携を深め、切れ目ない施策で支援を続ける体制を構築し、子どもたちが未来に向かって明るく健やかに育つまちづくりを進めていきます。

2 計画の方向性

本市では、これまで第1期計画に基づいて、少子化対策への対応を一層進めていくため、単に子育て負担の軽減を図るというアプローチだけではなく、地域における子育て支援や男性を含めた働き方の見直し、若い世代の婚活支援などにも配慮しつつ、地域の住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを目指してきました。

しかし、依然として出生率の低下という現象は続いている状況であり、子育ての不安感や負担感を軽減するための施策をさらなる危機感をもって取り組んでいく必要があります。母親の就労率やフルタイム勤務の増加がみられる中、父親のワーク・ライフ・バランス実現への取組や家庭での育児・家事時間の伸び悩みなどにより、母親の子育て負担は増す一方であり、これらの状況を打開するための実効性のある対策が求められています。

また、子ども一人ひとりの幸せを第一に考え、障がいや発達、生まれ育った環境等に左右されることなく、子どもたちが心身ともに健やかで自己肯定感を育みながら幸せに育つための施策の展開や質の高い教育・保育及び子育て支援を提供する環境づくりを推進していく必要があります。

さらに、子育ての出発点は家庭であり、保護者の責任と担うべき役割は大変重要であるという基本的な考えのもと、家庭の子育て力を育て、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援することが必要です。それとともに、子どもたちの成長にとって家庭だけでなく地域にも大きな役割があり、本市の豊かな自然や人材等を中心とする地域資源を活用し、地域住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりが引き続き求められています。

以上の考えをもとに、本計画では4つの基本目標を柱として総合的に施策を推進します。

3 SDGsへの取組

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

本市においては、令和元年8月に2030年のあるべき姿とその実現に向けた2019年度から2021年度までの取組を明らかにした、SDGs未来都市計画「南砺版エコビレッジ事業」の更なる深化～域内外へのブランディング強化と南砺版地域循環共生圏の実装～を策定しています。本計画においても、SDGs未来都市計画とも整合を図りつつ、子どもの最善の利益が実現される社会の実現を目指していきます。

SDGsの17の目標のアイコンとその内容は次のとおりです。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	世界中の、あらゆる形の貧困を終わらせる	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓をなくし、生きるために必要な食料を安定して手に入れることのできる権利を保障し、栄養不良をなくし、持続可能な農業を進める	 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	何歳であっても、健康で、安心して満足に暮らせるようにする
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	だれもが平等に質の高い教育を受けられるようにし、だれもが生涯にわたってあらゆる機会に学習できるようにする	 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダーが平等である(すべての人が性を理由に差別されない)ようにし、女性や女の子の権利を守る	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	水と衛生的な環境を管理して、だれもが利用可能な環境を確保する
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	価格が安く、安定的に発電でき、持続可能なエネルギーをすべての人が使えるようにする	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	みんなが参加できる経済の成長を進め、すべての人が働きがいのある仕事をできるようにする	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	災害に強いインフラをつくり、みんなが参加できる持続可能な経済発展を進め、新しい技術を生み出しやすくする
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内および国家間の不平等を是正する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	まちや住んでいる場所を、だれもが受け入れられ、安全で災害に強く、持続可能な場所にする	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な方法で生産し、消費する
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動や、その影響を軽減するために、すぐに行動を起こす	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために、海や海洋資源を守り、持続可能な形で利用する	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	陸の生態系を守り、再生し、持続可能な方法で利用する。森林を管理し、土地の劣化を止め、再生させ、生物多様性が失われることを防ぐ
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のため、平和でみんなが参加できる社会をつくり、すべての人が司法(法律に基づいた手続き)を利用でき、実行できる仕組みをつくる	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	目標を達成するために必要な行動や方法を強化し、持続可能な開発に向けて世界の国々が協力する	 <p>SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS</p> <p>2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です</p>	

4 計画の基本目標

基本目標 1 未来をひらく子育て支援（※1）

現状と課題

- 幼児教育・保育施設（保育園、認定こども園、幼稚園をいう。）は、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の示すところに従い、園児が充実した生活を展開できるカリキュラム（全体的な計画等）を編成することが必要となっています。また、その計画が円滑に実施できているかを検証、評価して改善を図り、組織的かつ計画的に教育・保育の質の向上を図る必要があります。
- 全国的に保育士等が不足となっている状況にありますが、子どもの育ちのために必要な職員を確保していく必要があります。子どもや保護者を支援するための保育士等の研修を経験の浅い職員や臨時職員を含めて計画的に実施し、質の高い保育を確保していく必要があります。
- 保育士等の働き方を見直し、より適正な職場の環境整備を図る必要があります。
- 今後、市立保育園の管理職の対象となる年齢層の職員が少なくなることなどから管理職への登用のあり方等について検討することが必要となっています。
- 市立保育園の管理・運営への民間活力の導入や保育園のあり方等については、調査・研究を継続し、今後の行財政改革や定員適正化等の状況をみながら検討していきます。

施策の方向性

基本方針 1 生きる力を育む幼児教育・保育の充実

重点施策 1 幼児教育・保育のカリキュラムの充実

重点施策 2 南砺の風土や人材を生かした幼児教育・保育の充実

基本方針 2 幼児教育・保育を支える人材・組織の育成

重点施策 3 職員の人材確保と資質の向上

重点施策 4 保育園の組織力向上

基本方針 3 幼・保・小の連携の取組推進

重点施策 5 幼・保・小の連携事業の推進

※1 **子育て支援**：まず子どもの育ちを中心に捉えて、そのためにはどのような社会をつくっていくのか。どのような条件整備をすればいいのかを考えていくことです。

子育て支援：子どもを育てる側、親・大人への支援を意味しています。



基本目標2 子育てを担う家庭への支援

現状と課題

- 妊娠中から産後までの期間は心身ともに不安定になりやすい時期であり、妊娠期からの支援に重点を置き、子育てを安心してスタートできるよう切れ目のない支援が重要です。また、不安や悩みを気軽に相談できる体制の充実を図ることが必要です。
- 近年の社会経済の変化に伴い、保護者、特に母親の就労率が向上し、90%前後となっています。また、子どもがまだ小さいため保育園等を利用していない家庭の半数以上が1・2歳までには、子どもを預けることを希望しています。このため、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性を踏まえて、幼児教育・保育施設における提供量（受入れ枠）を確保すること及び多様化している子育て支援サービスの充実を図ることが必要となっています。
- 子育て中の保護者の交流の場や子育てに関する相談、情報を提供する子育て支援センターや一時的な預かり等の支援をするファミリー・サポート・センターなどの機能を充実させ、安心感を持つことができる子育て環境を提供していく必要があります。
- 母親への育児負担が依然大きい状況であり、男女がともに子育てを担うことができるよう、男女の育児に関する意識の醸成が必要です。
- 家庭の子育て力の低下が懸念されており、祖父母世代の適切なサポートなどを得ながら保護者の子育て力が向上するよう取り組む必要があります。
- 子どもを産み育てやすい環境づくりのため、子どもをもつ保護者に対して負担が大きい保育料や医療費などの経済的負担の支援内容を検討し、子育て家庭への支援の充実が求められています。

施策の方向性

基本方針4 妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援

- 重点施策6 安心できる相談体制と子育て情報の発信の充実
- 重点施策7 子どもや家庭における健康の確保

基本方針5 家庭の子育て力を支援

- 重点施策8 多様化する働き方やニーズに対応した幼児教育・保育サービスの充実
- 重点施策9 子育てを支援する環境の充実
- 重点施策10 男女がともに子育てを担う意識の醸成
- 重点施策11 子育て力の向上のための取組推進

基本方針6 子育て家庭への経済的支援

- 重点施策12 子育ての経済的負担の軽減



基本目標3 地域や企業における子どもと家庭への支援

現状と課題

- 安全安心な環境で子育てができるように関係者が協力し合い、地域社会全体で子育て家庭を支える地域づくりをしていく必要があります。
- 依然として核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化等の状況が続いており、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支える機能が失われつつあることが懸念されています。地域住民をはじめ企業や様々な関係者が協働し、子どもの居場所づくりなど安心して子育てができる養育環境を整える地域づくりを推進することが必要です。
- 地域の中で子どもや子育てに関心を持って行動する輪を広げ、活動を通して保護者と地域が学び合い、互いに子育て力を高めながら、地域全体で子どもを育てる意識を醸成していく必要があります。
- 子育てと仕事の両立を支援するため、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指し、企業や働く者、行政等の関係者一人ひとりが果たすべき役割について理解を深める必要があります。
- 子育て家庭が育児をしながら安心して働くことができるよう、子育てに理解があり職場環境の整備に積極的に取り組む企業をさらに増やしていくことが必要です。

施策の方向性

基本方針7 地域における安全安心な子育て支援の充実

重点施策 13 安全で安心な環境づくり

重点施策 14 子どもの居場所づくりの推進

重点施策 15 小規模多機能自治における子育て支援の充実

基本方針8 企業における子育て支援の充実

重点施策 16 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた理解促進と啓発

重点施策 17 子育てと仕事の両立への取組促進



基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭への支援

現状と課題

- 子どもや子育て家庭を取り巻く状況が大きく変化する中で、孤独な子育てに陥ったり、親育ちが不十分なまま子育てをしなければならず、子育ての不安や負担が増大し、児童虐待につながりやすい状況となっています。児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の一層の強化が求められています。
- 障がいを持つ子どもについて、個々のニーズに応じた丁寧な支援が求められており、それぞれの障がいの特性に応じた専門的な支援体制の充実が必要です。
- 発達に気がかりのある子どもを養育する保護者等は、予備知識の少なさから発達の遅れなどに気づきにくい場合も見られ、戸惑いや不安、悩みなど様々な思いを抱えています。早期に専門の相談機関につながる体制づくりが必要です。
- 子どもの貧困問題は、子どもの生活や成長に様々な影響を及ぼすとされています。子どもの現在や将来がその生まれ育った環境に左右されないよう対策を講じる必要があります。

施策の方向性

基本方針9 児童虐待防止対策の推進

重点施策 18 児童虐待防止ネットワークの充実

重点施策 19 子どもと家庭への総合的な支援

基本方針10 特別な支援が必要な子どもと家庭への支援

重点施策 20 障がい児施策の充実

重点施策 21 児童発達支援の充実

重点施策 22 外国につながる児童（※1）への支援

基本方針11 子どもの貧困対策の推進

重点施策 23 教育支援の充実

重点施策 24 生活支援の充実

重点施策 25 保護者に対する就労支援の充実

重点施策 26 経済的支援の充実

※1 外国につながる児童：国籍に関わらず海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、慣習などの中で育ってきた児童（海外から帰国した児童や外国人児童、両親が国際結婚した児童など）



5 施策の体系

《基本理念》

**子どもたちの明るい未来をともに築き
子育ての喜びや夢を分かちあう まちづくり**

